令和4年3月16日

報告事項件名	真
(教育指導部)なし	
(学校運営部)なし	
(子ども家庭部)	
(1) 足立区立新田三丁目なかよし保育園の運営状況について・・・・・・・・	2
(2)【追加】社会福祉法人朝陽会(旧南流山福祉会)の状況について・・・・・・	3
(3)【追加】いづみ保育園への対応状況について・・・・・・・・・・・・・・	8

(教育委員会)

令和4年3月16日

件 名	足立区立新田三丁目なかよし保育園の運営状況について									
所管部課名	子と	子ども家庭部子ども施設運営課								
		令和2年12月1日に直営化し、令和5年3月末の閉園を予定している足立区立新田三丁目なかよし保育園の運営状況について報告する。								
	(1)	1 足立区立新田三丁目なかよし保育園(概要)(1)所在地 足立区新田三丁目17番14号(2)開園日 平成25年7月1日								
	(1) 等 (2) 近	2 運営状況 (1) 令和2年12月の区直営化後、保護者に寄り添った対応と園だより 等の情報発信により、保護者から保育者への信頼感を得られた。 (2) 閉園に関して丁寧な説明を行い、保護者の理解の下、多くの園児が 近隣保育施設へ転園し、在園児が減少した。 【在籍児童数(月別)】								
		年齢	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計		
	L	定員	6名	8名	10名	10名	10名	4 4 4	7	
 内 容		R 2. 1 2月 (直営化時)	5	8	9	7	5	3 4		
		R 3.4月	0	5	0	5	6	1 6		
		R 4.1月	0	0	0	0	4	4		
	(1) カ (2)	後の運営につ 今年度末に園 いら、令和4年4 新田三丁目な 三員数は確保で 【新田地域にお	児が全 4月以 かよし かる見	拳、在国 保育園 込みて	園児不在と 園閉園後も ある。	なるため新田地域	別園に	向け調動る必要な	をする。 な保育	
		年齢		0歳	1・2歳	$3 \sim 5$	歳	合計		
		閉園後の 入所定員		4 4	192	27	4 5	10		
		R 4. 4月予測 25 168 272 465						6 5		
今後の方針		今後も園児のは 調整していく。 閉園について								

令和4年3月16日

_							
件名	【追加】社会福祉法人朝陽会(旧南流山福祉会)の状況について						
所管部課名	福祉部福祉管理課						
	子ども家庭部 私立保育園課、子ども施設運営課						
	子ども施設指導・支援担当課						
	令和2年1月に千葉県知事から改善勧告を受け、同年12月に						
	東京都知事から運営する日ノ出町保育園の特別指導検査を受けた、						
	社会福祉法人朝陽会(あさひかい/旧南流山福祉会から法人名変更)						
	の状況と、運営保育所の状況について報告する。						
	1 千葉県知事による改善勧告と改善状況について						
	令和2年1月、千葉県知事が法人に対して改善勧告を行い、						
	同年8月公表した。						
	(1) 改善勧告内容						
	ア 社会福祉法人会計基準等に従い計算書類等を適正に作成し、						
	法令及び定款に定める承認手続きを行い、法令に定める届出を						
	行うこと。						
	イ 経理処理について、社会福祉法人会計基準及び関係通知等に従い						
	行うこと。						
	ウ 評議員会及び理事会等による適切な内部統制がなされる体制を						
	整備すること。						
内容	(2) 足立区が確認した法人の改善状況						
	運営施設が日ノ出町保育園のみとなり、法人本部が足立区へ						
	移ったため、令和3年4月30日、法人指導の所轄庁が千葉県						
	知事から足立区長へ移管され、足立区が改善状況を確認した。						
	ア 計算書類等の承認手続き、届出は改善確認(令和3年4月						
	確認)						
	イ 計算書類等の適正作成は改善途中(令和3年9月確認)						
	ウ 役員等は一新され、評議員会及び理事会は適正に開催され						
	ている。監事1名の未選任以外は体制整備済を確認(令和3年						
	9月確認)						
	時期 確認内容						
	R3年 千葉県知事から足立区長に法人の所轄庁移管						
	4月 5月 ** 1 ** 1 ** 1 ** 1 ** 1 ** 1 ** 1 **						
	5月 法人理事長から現状聴取、今後の予定の確認 は、いま東京都知恵がおめる。不明今記符解明の第						
	法人は東京都知事が求める不明会計等解明の第						
	三者委員会の設置について、6月を目途に準備を						
	進めると回答						

時期	確認内容
R 3年	今後の法的措置を見据えて、区は豊島総合法律
7月	事務所(以下「法律事務所」とする)とアドバイ
	ザー契約を締結。千葉県知事の改善勧告書を「論
	点表」として整理し、法人に対して改善の進捗と
	今後の改善予定の報告を求めた。
9月	論点表の回答あり。法律事務所と検証し、運営
	面は改善済みだが、会計面は専門家の調査以前
	に、会計上の不明点、疑問点、不整合点等の会計
	整理が必要と判断
10月	法人に会計整理作業を命じ、過去の会計書類や
	挙証資料の整理作業を開始
11月	法人へのヒアリング実施。会計整理作業は進め
	ているが、運営資金不足により7月に立ち上げた
	第三者委員会は休止状態。法律事務所と協議し、
	まずは会計整理による支出等の確認作業を急ぐよ
	う指示
	【会計整理作業の進捗状況】
	※ 2月中旬現在確認済分
	・ 日ノ出町保育園(R 2年度~H 2 8年度)
	・ なかよし保育園(H30年度及び29年度)
	・ 新田三丁目なかよし保育園(H30年度)
	・ 法人本部(各保育園の会計整理後のため未
	着手)
R 4 年	理事会を傍聴、①法人本部は第三者委員会の運
1月	営費が工面できず進展なし、②委員会運営費の捻
	出可否を確認するため理事長及び理事2名が日ノ
	出町保育園への立入調査実施を理事会で決定
	論点表のその後の改善について、再度、法人に
	2月中旬期限で進捗状況を照会
2月	論点表の進捗状況について、文書回答では会計
	面の改善は未完了。法人事務所で進捗確認および
	ヒアリング実施を予定したがコロナにより延期
	(3月予定)
3月	コロナ禍で延期となった区による法人監査(通
	常監査)を実施
	①改善の進捗状況、②会計整理の進捗状況等を
	ふまえて法律事務所と今後の対応について協議

2 東京都知事による日ノ出町保育園の特別指導検査と法人の対応 について

令和3年3月、日ノ出町保育園の施設会計(保育所)の改善事項 について東京都から指摘があった。

- (1) 特別指導検査結果への法人の対応
 - ア 改善状況報告書を令和3年5月に足立区を経由し東京都に 提出した。
 - イ 計算書類については、第三者委員会を設置(令和3年7月)。 原因や正確な資金の移動など確認を行っている(改善中)。改 善後に再提出する。
- (2) 足立区が確認した会計処理の状況
 - ア 年度会計

評議員会の承認をうけ、決算書類は所轄庁に提出されている。

イ 運営費の過払い

平成28年度の運営費の支払いに誤りがあり、足立区が4,824万円を過剰支出した(※)。平成29年度から法人が分割で返還し、令和2年度までに区へ全額返還済

【過剰支出の原因】

積算時に区側の単価設定を誤ったため

【再発防止策】

区では、複数人による支払金額の確認及び支払金額の前年度 との比較等、チェック体制の見直しを行った。

ウ 平成25・26年度の不適切支出

平成30年度以降園長が園会計へ返還を行っている(令和7年度までに完済予定)。区では、令和4年3月31日を提出期限とし、令和3年度中の返還を証明する書類の提出を求めており、園会計への返還が適切に行われていることを継続して確認する。

エ 平成29・30年度の不適切支出

区では、令和4年3月31日を提出期限とし関連書類の提出 を求めており、今後、園会計への返還計画及び返済状況の確認 を行っていく。

(3) 保育の状況について

令和2年度の指導検査において指摘はなく、通常どおり安定 した保育が行われている。

3 新田三丁目なかよし保育園の運営費の精算について

(1) 経過(下記【参考】参照)

令和2年11月末日まで法人が指定管理者として運営していた足立区立新田三丁目なかよし保育園について、令和2年度の 園運営費は概算払により支払を行っていた。

精算を行った結果、法人は区に4,021,176円を返還する必要があるが、区から再三にわたる請求にもかかわらず、現在まで返還されていない。

(2) 双方の主張について

朝陽会:平成25年度から平成29年度までの運営費について、 赤字収支だった金額約4,000万円の全額補填を 区が行うべきだと主張

足立区:協定書による双方の合意により、児童数等に応じて 積算した金額を支払っているため、返還に応じる理由 がないことを主張

【参考】足立区と法人との運営費精算に関する経過

	こ立色に14人にが足首負情券に因りる配過
時期	内容
R 2年	・ 区が法人の指定管理者の指定を解除し直営
12月	を開始
	・ 令和2年度運営費の精算のため、精算内容
	の確認依頼通知を送付
R 3年	・ 法人から返答がないため、再度、内容確認
3月	通知を送付
	・ 上記通知にも返答がないため、区で算定した
	約400万円の精算額の返還を法人へ請求
7月	・ 法人から返答がないため、返還の催促文を
	送付
9月	・ 法人から平成25年度~平成29年度までの
	赤字額約4,000万円を区が法人に支払う
	べきであるとする文書が届く
12月	・ 区から法人へ、約4,000万円の請求根拠
	がないことを主張し、約400万円の返還
	を求める文書を送付
R 4 年	・ 法人から再度、約4,000万円の支払い
1月	を求める請求文書が届く
3月	・ 区から、再度、約4,000万円の請求根拠
	はないことを説明し、約400万円の返還
	を求める文書を送付予定

4 今後の方針

千葉県知事、東京都知事からの勧告や指摘が改善されたかをチェックし、法人や保育施設運営が適切に行われる体制となるよう指導を継続していく。

- (1) 日ノ出町保育園の施設会計改善に向けた第三者委員会の運営 を正常化させ、適正な法人運営・会計処理に向けたチェックと 適切なアドバイスを引き続き実施していく。
- (2) 千葉県知事からの改善勧告のうち、未改善である会計処理の 解明に向けて、第三者委員会の調査と並行して、会計士等専門 家介入を法律事務所と協議しながら進める。
- (3) 園児の保育を最優先としつつも、会計処理等において不適切な事案等が判明した場合には、認可保育所を所管する東京都と連携しながら、法人への適切かつ厳正な対応を検討する。
- (4) 新田三丁目なかよし保育園の運営費については、法律事務所と協議し、訴訟も視野に入れつつ、返還請求を続けていく。

問題点 今後の方針

引き続き、福祉部と子ども家庭部とで連携を図りながら、適正に対応していく。

令和4年3月16日

	件名	【追加】いづみ保育園への対応状況について
	所管部課名	子ども家庭部 私立保育園課、子ども施設入園課、
		子ども施設指導・支援担当課
Ī		保育士の大量退職により受け入れ児童数を縮小する、いづみ保育園

保育士の大量退職により受け入れ児童数を縮小する、いづみ保育園 (運営法人:社会福祉法人泉光会いづみの杜)にかかる対応状況に ついて報告する。

1 令和4年4月の在園児童数について

(単位:人)

	0歳児(新1歳児)	1歳児(新2歳児)	2歳児(新3歳児)	3歳児(新4歳児)	4歳児 (新5歳児)	5歳児(卒園児)
在園児童数(1月1日現在)①	11	12	11	9	10	12
4 月転園 内定者数 ②	11	12	9	9	10	
退園(幼稚園利用等) ③	0	0	2	0	0	
4月在園児童数 ①-(②+③)	0	0	0	0	0	

※ 今和4年4月の継続児童はいない。

内 容

2 令和4年4月以降の園運営について

(1) 保育定員

令和4年1月21日付で法人から、令和3年度の70人定員 $(0\sim5$ 歳児)を、下表のとおり、20人定員 $(1\cdot2$ 歳児) に変更したいとの申し出があった。 ($\underline{}$ $\underline{}$ $\underline{}$ $\underline{}$ ($\underline{}$ $\underline{}$)

	0歳児	1歳児	2 歳児	3歳児	4 歳児	5歳児	計
令和3年4月	10	12	12	12	12	12	70
令和4年4月		10	10				20

(2) 新規入所の再開時期について

- ・ 令和4年2月22日付で法人から、令和4年10月入所から募集再開を希望する旨の申し出があった。
- 募集再開については、再び在園児に転園を求めることが あってはならず、慎重な判断が必要である。
- ・ 区として継続的に法人の保育士確保及び、再発防止策の 実施状況を確認し、令和4年8月初旬を目途に、10月 入所の募集再開について可否を決定する。

(3) 保育士確保の状況について

令和4年2月22日付で法人から以下の申し出があった。

- ・ 令和4年10月入所募集手続きを開始する8月までに、 定員20人の受け入れに必要となる保育士数(常勤保育士 6人)を確保する。
- ・ パート保育士についても、令和4年度末まで継続的な採用 を行う。

3 大量退職の原因究明・改善策について

(1) 職員ヒアリングの実施状況

令和4年1月15日に法人から依頼を受けた弁護士が退職予定職員にヒアリングを実施した。

- ・ 複数の職員が「業務の過多」「園長との不和」「主任の 不在」等を退職理由に挙げた。
- ・ 賃金問題、保育士間の不和、子ども・保護者との問題など は退職理由として挙げられなかった。

(2) 法人の改善策

上記の結果を踏まえ、令和4年1月21日に法人から区に対して改善策の報告があった(2月10日・21日に補足報告)。

- 保育士定着率向上に向け、法人理念、賃金体系、年間労働時間の見直しを実施する。
- 主任保育士の採用及び各種研修を活用した育成を行う。
- ・ 外部講師を招聘し、保育士定着のためのプログラムを実施 する。

(3)区の調査について

令和4年2月28日に、退職予定の保育士を対象にアンケート 調査を発出した(提出期限3月10日)。

4 対応経過

P 1 0 参照

問題点 今後の方針

- ・ 定員変更について、手続き・実施時期を東京都と協議のうえ 進めていく。
- ・ 令和4年4月以降、区の専門職が園児の転園先を訪問し、園児の状況把握、受け入れ先の園への助言など、必要な支援を行っていく。

対応経過

年月日	実施者	内 容
R3. 8. 27	園→区	保育士の大量退職について第一報 令和4年度の新規入所を停止したいと申し出
R3. 9. 15	区→園	令和4年度の受け入れ可能児童数及び職員体制を照会
R3. 10. 6	園→区	令和4年度の受け入れ可能児童数を30人(0~5歳児)に縮小したいと回答(現行定員70人)
R3. 10. 7	区→園	区から法人に以下3点を要請 [要請①]地域の保育需要を踏まえた定員設定の再検討 [要請②]保護者説明会の開催と利用者への丁寧な説明 [要請③]大量退職の原因究明と再発防止策の報告 (締め切り12月24日)
R3. 10. 12	園→区	[要請①に対して]受け入れ可能児童数23人(0~2歳児) と回答
R3. 10. 30	園→保護者	[要請②に対して]園が保護者説明会を開催(区傍聴)
R3. 11. 13 R3. 11. 14	区→保護者	区主催の転園相談会を開催 (いづみ保育園ホールにて)
R3. 11. 22 ~	区→園	区保育士による保育実施状況の確認を開始(月2~3回)
R3. 12. 24	園→区	[要請③に対して]進捗遅れにより、締め切りを1月末日まで延期してほしいと申し入れ
R3. 12. 24	園→区	常勤保育士の確保状況が必要数9人に対して4人にとどまっているとの申し出
R4. 1. 14	区→園	[要請④] 令和4年度の園児数が0人になる見込み及び、保育 士確保ができていない状況を踏まえ、園運営にかかる意向の照 会。令和4年度の運営継続が可能か等、報告を要請
R4. 1. 15	園→職員	[要請③に対して]法人の職員ヒアリング実施
R4. 1. 21	園→区	[要請③に対して] ヒアリング結果及び対策の提出 [要請④に対して] 令和4年度の園運営の意向回答 定員20人(1・2歳児)で継続したいとの申し出
R4. 2. 7	園→区	4月に在園児童がいなくなることを受け、継続意向のある保育士 全員に退職勧奨を開始したとの報告
R4. 2. 10	園→区	対策の補足説明の提出
R4. 2. 22	園→区	対策の補足説明の再提出。定員20人での運営に必要となる常勤 保育士6人を令和4年8月初旬までに確保し、令和4年10月から 新規入所を受け入れたいとの申し出